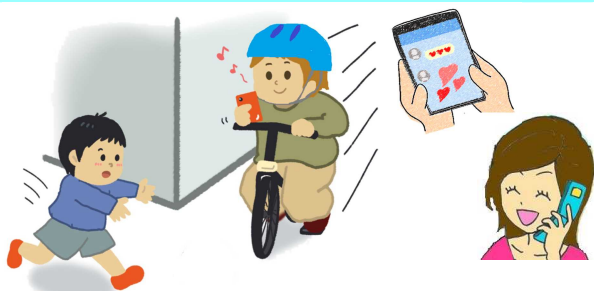


令和6年11月1日 道路交通法改正

自転車の危険な運転に 新たに罰則が整備されます

運転中のながらスマホ(携帯電話)



スマートフォンなどを手に保持して、自転車を運転しながら通話する行為、画面を注視しながら運転する行為が新たに禁止され、罰則の対象となります。

※停止中の操作は罰則の対象外

違反者は、
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
交通の危険を生じさせた場合、
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

酒気帯び運転及び幫助



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して、新たに罰則が整備されます。

違反者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
自転車の提供者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
酒類提供者・同乗者は、
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

「運転中のながらスマホ」
「酒気帯び運転」
は自転車運転者講習制度の対象です。

あきた交通安全大使
相場 詩織 さん



自転車の運転者の皆さん
新しいルールをしっかりと
守って下さいね！

